

# 令和3年度 五霞町社会福祉協議会事業計画

## 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、人々の生活はもとより、社会、経済活動に大きな影響を与える中、私たち社会福祉関係者は、高齢者や障がい者、児童、生活に困難を抱える方など支援の必要な人々の生活を支えるため、社会に必要なエッセンシャルワーカーとして、コロナ禍においても、福祉サービスを休むことなく提供しています。一方、ここ30年間で、急速な少子高齢化や地域のつながりが希薄化し、老々介護や認知症問題をはじめ、増加する単身高齢者への支援や子どもの貧困問題、子育て支援など、様々な生活問題や福祉課題はさらに複雑・深刻化しました。さらに、今日では、自然災害が多発し、未曾有の災害への備えも重要となっております。

こうした状況を踏まえ「地域共生社会」の構築が進められる一方で、全国各地で「ウイズコロナ」時代の新たな生活様式の提案もあり、共生社会構築の実現に向けて、なお一層の取り組みの必要性も明らかになっています。

そこで、五霞町社会福祉協議会は、こうした社会情勢の変化に対応しながら、引き続き地域の皆様や各行政機関、専門職等と連携し、「誰もが人として尊厳をもってその人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」を目指すことを基本方針とします。

## 2. 重点目標

### 1. 交流・福祉意識づくり

町民の福祉意識の高揚と福祉団体の活動の促進及び普及を図るため、多世代が集う機会を充実させていく。

健康福祉まつりでは、学生をはじめとしたすべての町民が福祉やボランティアに触れる機会を提供する。意識の高揚とボランティア人口の増加を図るため、ボランティア養成講座を行っていく。

学校教育との連携においては、シニアクラブ連合会と協働して、スポーツ交流や、昔遊びの体験、清掃指導を実施し、児童と高齢者が触れ合う機会をつくっていく。また、高齢者疑似体験セットを活用し福祉教育を充実させていく。

### 2. 相談・地域の支え合いの充実

各種相談では、心配ごと相談や介護相談、生活困窮者等相談に応じるとともに、児童、高齢者、障害者などのあ

らゆる世帯への相談に対応し、関係機関とのネットワークを構築していく。また、地域支援事業を進めていくことで、生活実態と地域課題を把握する。

行政組合に加入している、加入していないにかかわらず、近隣の方との日頃の声かけや挨拶を通じ困ったことがあれば話せるような地域を目指していく。

また、支え合い協議体（奇数月第4火曜日に開催）について、地域住民誰もが参加でき、自分たちの町づくりを話し合う場として、今後も継続して実施していく。

### 3. 暮らしの安心感の向上

大規模な災害に備えて関係機関と連携して、役割分担と連絡体制づくりを進めるとともに、要援護者に関する情報の共有や更新を行い災害時に備える。社会福祉協議会は災害ボランティアセンターの運営の役目があり、いち早く災害から復旧するには、多くのボランティアを受け入れることが大切であり、地域住民の理解と協力が求められてくる。

また、地域ぐるみでの防犯活動の促進として、登下校時のアイパトロールや振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、講演会等を通じた啓発活動を進める。

さらに障害者移動支援事業や在宅福祉サービスセンター事業において、高齢者や障害のある方などが、安心して外出できるよう公共交通関係機関等と協議連携し、その移動の支援をしていく。

### 4. 多様なサービスと情報提供の充実

社会福祉協議会が行う様々な事業について、社協だよりやホームページにて発信し、その活動やサービスについて周知を図る。

関係機関から送られる情報や自らのアウトリーチにより、必要とされる方に適したサービスを繋げるよう相談・検討・討議の機会の増加を図る。

## 5. 社協基盤と組織体制の強化

地域住民のニーズを把握し、適切なサポートを行えるために、各種団体や事業所、町行政との連携を強化し、一体となった地域福祉の取り組みを推進していく。

## 3. 実施事業

### 【社会福祉事業】

#### 1. 法人運営事業

##### (1) 会務の運営

①役員会（理事会・監事会）、評議員会、評議員選任・解任委員会等の運営

②会員の加入広報活動

③会員サービスの利用促進・周知

④広報活動

(a) 社協だより（年2回）

(b) 社協旬報（年6回）

(c) ホームページの運営

(d) Facebook の活用

組合加入世帯・会員世帯・町内公共施設等へ配布

<http://www.goka-syakyo.or.jp/>

##### (2) 社会福祉協議会事業・活動

あらゆる世帯のニーズに応えられるよう、内部研修を実施し職員のスキルを向上させ、部署を超えて、町民のニーズの把握や事業の開発に取り組んでいく。

また、エコキャップ活動や入れ歯の回収など誰もが身近に参加できるボランティア活動の周知を図る。

※入れ歯回収ボックス（設置箇所：福祉センター、五霞町役場）

※エコキャップ活動（設置箇所：福祉センター、五霞町役場、中央公民館、B&G 海洋センター、植竹商店、セントラル産業、東昌寺）

## 2. 共同募金配分事業

配分事業の透明性の確保、事業の実施、地域ニーズの把握、企画立案を行うことにより、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動が「じぶんの町をよくするしくみ」につながっていることを実感できる配分を目指す。

### （1）老人福祉活動

#### ①在宅福祉援助活動

##### （a）友愛訪問

外出困難な方の自宅に各行政区のシニアクラブ会員が慰問品持参のうえ訪問する。

##### （b）訪問福祉美容

一人で美容院等へ行くことが困難な方の自宅に、美容師が訪問し髪のカットを実施する。（年3回）

##### （c）布団クリーニングサービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等の布団について、洗濯・乾燥・消毒サービスを実施する。（年2回）

##### （d）ひとり暮らし高齢者等配食サービス

独居高齢者や高齢者のみの世帯で調理の困難な方等に、昼食を配り、安否の確認も行う。（原則 毎月第2・第4水曜日）

##### （e）ひとり暮らし高齢者等給食サービス

普段外出することの困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に食事を提供するとともに、交流を楽しんでもらえる場を提供する。（年1回）

## ②社会参加活動

(a) 単位シニアクラブや各種同好会活動の振興

(b) ひばりヶ丘大学運営事業

シニアクラブの会員が深い連帯と認識のもと、健康増進といきがい作り、地域でのリーダー育成を目的に運営する。

7月の開講式から始まり、3月の卒業式まで町内外で毎月1回の多種多様な講座・研修を開催する。

## ③団体援助活動

シニアクラブ連合会の運営補助を行う。

## ④ふれ愛ベンチ設置費助成事業

町内の公共施設等に新規にベンチを設置するための助成を行い、高齢者や障がい児・者が安心、安全に過ごせる町づくりを図る。

## (2) 障がい児・者福祉活動

身体障害者福祉協議会が行う年間行事や、心身障害児父母の会等の活動への助成を行う。

## (3) 児童、青少年福祉対策

### ①公園遊具整備事業

各行政区で設置されている子どもの遊び場・遊具の補修・整備費の助成を行う。

### ②団体援助活動費

(a) 子ども会育成会の活動を助成する。

(b) 青少年相談員協議会の活動を助成する。

### ③小中学校高齢者疑似体験講座体験

小中学生を対象に、高齢者疑似体験セットを活用した福祉教育を実施する。

#### (4) 福祉育成・援助活動

##### ①法外援護事業

行路人援護や災害見舞金等をお渡しする。

##### ②福祉センター窓口へのAEDの設置

##### ③民生員児童委員協議会への助成

##### ④各福祉分野研修

先進地視察研修及び福祉に関する講座等を開催する。

#### (5) ボランティア活動育成事業

##### ①ボランティア連絡協議会への助成

##### ②団体育成費

各種ボランティア団体の運営について助成する。

##### ③ボランティア協力校の助成（小学校2、中学校1）

東小学校、西小学校、中学校へ助成する。

##### ④ボランティア養成講座

傾聴ボランティア養成講座を含む町民を対象とした各種ボランティア養成講座を実施する。

#### (6) 歳末たすけあい募金配分事業

各行政区の民生委員及び近隣市町の医療機関に見舞金配分対象者の調査を依頼する。調査終了後、配分委員会で町内の見舞金配分対象者（準要保護世帯、独居高齢者、身体障がい者等）を決定し、担当民生委員より慰問も兼ねお見舞金をお渡しする。

### 3. 健康福祉まつり事業

住民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、社会福祉への理解と充実、およびボランティア活動等に対する関心を高めることを目的とし、「健康福祉まつり」を実施する。

「大きな絆があるまち五霞」を実現するために、ボランティア団体・福祉団体・町内の小中学校・行政等の関係機関が一体となり絆を深められるように開催する。

#### 4. 心配ごと相談事業

地域住民の方が日常生活で抱えている悩みについて、心配ごと相談員が話を聴き適切な助言や指導を行う。内容によっては必要な他機関を紹介する。また、専門的な知識が必要とされる日常生活上の悩みについては、無料で弁護士が相談を受ける法律相談を実施する。

引き続き、地域住民の方へ本事業を周知するため、広報誌媒体に掲載する。

- ①一般相談 → 毎月第2・第4火曜日・午後1時30分より4時まで相談室において実施する。
- ②法律相談 → 毎月末の火曜日・予約制により午前9時より相談室において弁護士の協力を得て実施する。（先着5名様）

#### 5. 善意銀行運営事業

地域住民の福祉の増進に寄与することを目的に、町民の方々や企業、団体等から善意の金品の預託（金品、使用済切手、ベルマーク、福祉機器等）を受け、善意銀行運営委員会を経て、各種社会福祉事業の資源として払い出しを行う。

今年度も引き続き、フードバンク茨城と連携をしながら、生活が困窮している方に対して、食料提供の支援を行う。広報紙に記事を掲載し、周知を図る。

さらに、健康福祉まつりにおいて、フードバンクの紹介等を行い、フードドライブ（家庭で余っている食品を持ち寄ること）を実施する。

また、小口貸付資金事業において、返済支援計画を踏まえ、返済が滞っている方への相談支援を民生委員と共に行っていく。

## 6. 福祉用具貸与事業

町内在住の高齢者や障がい者の方、又はケガ等の諸事情により日常生活に支障を来している方に、特殊ベッドや車イス等の貸出しを行う。

利用者の自立を促し、在宅で少しでも快適に過ごせるよう支援すると同時に、家族の負担軽減に繋げる。

介護保険の補完としての役割を担いつつ、緊急の依頼に対してもより安全に利用していただけるような万全の態勢を図っていきたい。

福祉用具への理解を深めるために、学校への貸出しや体験学習の機会も検討していきたい。また、経年劣化に伴い、新しい特殊ベッドの購入も検討したい。

## 7. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者世帯、障がいをお持ちの方がいる世帯を対象に、経済的な自立や生活の安定を目的として、資金の貸付や相談支援を行う。

また、相談内容に応じて茨城県社会福祉協議会や市町村、県西県民センター、民生委員、ハローワークなどの関係機関と連携しながら事業を行う。

### 【障害者自立支援事業】

#### 1. 地域活動支援センター事業「太陽の家」

今年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から新しい生活を実践し、三密を避け手洗い・手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスを保ち施設内の消毒・清掃の徹底を行いながら太陽の家年間計画を実施する。

太陽の家の活動として、町内の道路や公園等のゴミ拾いを行う地域奉仕活動や、生産活動の牛乳パック製品・布製品の作製、リサイクル活動のアルミ缶・ペットボトルリサイクル等を行い、利用者一人ひとりの生活維持・向上に努めながら住み慣れた環境で暮らせるよう援助する。

また、ひばりの里の館内清掃、売店の運営・接客技術を取り入れた住民との交流については、新型コロナウイルスの状況を見ながら行っていく。

さらに、昨年計画をしていた太陽大学は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為実施することが出来なかった。今年度は、外部講師を依頼せず講座内容を考えながら職員・利用者のみで実施する。また、在宅での生活維持を目的とした入浴指導・清潔保持・生活訓練（簡単な食事作り）の指導も継続していく。

その他、当事業所と父母会の活動については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら実施する。

## 【受託事業】

### 1. 福祉センター「ひばりの里」管理運営事業

町の福祉活動の拠点として地域住民へ情報発信を行い、社会福祉の増進を目的とした会議やボランティア団体等の会合の場として施設を運営していく。当施設の運営と連携して、ごかみずべ公園の利用申請受付業務も同時に行う。（主にグランドゴルフ場の利用者）

また、災害時の福祉避難所の一つとなっており、社協としてはボランティアセンター立ち上げの場所としての基地化も想定されるので、防災倉庫の充実化を図っていきたい。

尚、平成12年の開館以来、多くの住民の方々にご利用頂いた公衆入浴施設については、施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症対策等が困難なことから、令和3年3月31日をもって廃止することになった。

### 2. 在宅福祉サービスセンター運営事業

住民の福祉活動への参加を促進させ、住民参加型福祉社会の形成を目的とする。介護保険関係諸制度の谷間のニーズや新しいニーズの補完をするために、協力会員の新規募集や、福祉行政機関・ケアマネジャー・民生委員児童委員等の関係社会資源との連携強化を図る。本年度も、新規協力会員を増やすため移送サービス運転者認定講習会の予定を企画している。

また、協力会員の質の向上のため、情報交換会を開催する。

※令和2年度から利用者負担は700円から600円に、協力会員報酬は700円から800円に改正している。

### 3. 日常生活自立支援事業

今後も、当事業は認知症高齢者の増加により、ニーズは高まっていくと予想される。当事業における潜在的なニーズの掘り起こしのため、関係機関に事業の広報活動を積極的に行い、周知・普及を進めていく。また、相談内容は幅広い分野にわたることから、今後も関係機関と連携し安心して地域で生活ができるように迅速に援助していきたい。

また、専門員・生活支援員の質の向上を図るため積極的に県社協主催の研修会に参加していきたい。

## 【公益事業】

### 〔介護保険事業〕

#### 1. 指定居宅介護支援事業

要介護状態となった高齢者が、今後も住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、高齢者個々の状況や生活の変化に応じて、介護保険サービスのほか、保健・医療・福祉サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、連携調整を行う。

ICT 機器の導入を進め、オンラインでの研修等が出来る環境を構築する。新型コロナの影響に屈することなく、自己研鑽に努め、専門性の向上を図る。

町内で唯一の特定事業所として、他法人が運営する指定居宅介護支援事業所との共同事例検討会を定期的で開催し、町内の介護支援専門員の資質、専門性の向上に寄与するだけでなく、五霞町全体のケアマネジメントの質の向上に努める。

地域ケア個別会議に積極的に参加し、介護支援計画に専門職の意見を組み込み質の高いケアマネジメントを目指す。この町における高齢者のニーズを代弁し、新たな地域資源の開発に繋げられるよう、地域包括支援センター・行政・その他の関連機関との連携、協働を強化していく。

#### 2. 指定訪問介護事業

##### (1) 訪問介護

要介護状態になっても、本人の残存機能を生かし、重度化防止を目的とし、在宅のまま自立した日常生活が送れるよう身体及び生活面の介護を行う。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、訪問時の感染予防対策を徹底した。今年度も同様に、手洗い・うがい・手指消毒を徹底し、職員の健康管理を行うため、また、各ヘルパーが共通認識のもとサービスを行えるよう、定期的な職員研修及びミーティングを行い、利用者一人一人に合ったサービス提供を行っていく。

#### (2) 訪問型サービス（総合事業）

要支援及び事業対象者が要介護状態にならないよう、本人と一緒にやる支援を中心に、重度化防止と自立した生活へ向け、介護保険からの卒業を目指した支援を行う。また、感染予防対策を徹底し、社会参加を促すため関係機関と連携を深め、その人らしい生活を継続していけるよう支援していく。

今年度も、ウェブ研修、外部研修への積極的な参加を促し、訪問介護員の質の向上を目指していく。

#### (3) 障害者移動支援事業

屋外での外出が困難な障害者等が、自分の意志で社会参加出来るよう働きかけ、在宅のまま自立した生活を送れるよう、安全・安心に移動の支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策を行い、乗車時の体温測定及びマスクの着用、手指消毒を徹底し、感染予防に努める。

#### (4) 居宅介護事業

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援を行う。

定期的な研修及びミーティングを行い、障害への理解を深め、利用者及び家族等の様々なニーズに対応出来るよう支援を行うと共に、感染症対策を徹底することで、利用者が安全に生活を継続できるよう支援及び助言を行っていく。

また、障害福祉サービスから介護保険への移行がスムーズに行えるよう、関係機関との連携を密に行っ

ていく。

#### (5) あったかサービス

介護保険や障害者総合支援法では補えない部分の自主事業として、地域で暮らす高齢者や障がい者等へ、自立したその人らしい生活が継続できるよう支援する。

令和3年度には、短期間でのサポートが行えるよう体制を整え、今後も、本人、家族等が安心して生活できる支援を目指しサービスを提供していく。

### 3. 指定通所介護事業

#### (1) 指定通所介護事業

要介護状態になった高齢者に身体的、精神的機能等の維持向上を目的とし、入浴や食事、リハビリテーションやレクリエーション等の質の向上を図るため、従事者一人一人のスキルアップを目指し、個性が活きるよう心掛ける。

アットホームな雰囲気作りを意識し、利用者がいきいきとした日常生活が送れるようスタッフの連携や情報共有を密にし、接遇や研修等にも力を入れていきたい。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れていく。

#### (2) 第一号通所介護事業

利用者がいきいきとした日常生活が送れるよう体操や趣味活動などを主体としたサービス提供し心身ともに健康な状態維持を最大の目的とする。

毎日、送迎後のミーティングを実施し、職員の合意形成を図り情報共有を密にしていく。

各関係機関等との連携を行い、地域に密着したサービスを提供するため、状況に応じたボランティアの受け入れを取り入れていく。

#### 4. 地域支援事業

##### (1) 介護予防ケアマネジメント事業

事業対象者・要支援者1・2を対象に公正中立な立場で生活機能の低下を防ぐことができるようにケアマネジメントを行う。

##### (2) 通所型サービスC事業

事業対象者・要支援1・2の方を対象に理学療法士等の専門職によるリハビリを少人数でおこない生活機能の維持・改善を3ヶ月の短期集中で実施する。

##### (3) 一般介護予防事業

・介護予防把握事業…70歳以上の方に基本チェックリストを実施し、本人宅の訪問・電話、民生委員等からの情報収集を行い、閉じこもり等の支援を要する者を把握する。

・介護予防普及啓発事業…①「元気はつらつ倶楽部」全行政区集会所において高齢者の生活機能低下等に自覚を促し、介護予防に取り組む意欲を引き出せるよう、シルバーリハビリ体操指導士会と連携し高齢者の健康維持・増進に取り組む。

②「介護予防教室」歯科衛生士・栄養士による講話の実施やレクリエーションや脳トレを通じて楽しみながら体を動かし、介護予防に取り組む。

③介護予防普及啓発のための出前介護予防教室を積極的に実施する。

④地域包括支援センターだよりを作成し、介護予防等の啓発に努める。

・地域介護予防活動支援事業…介護予防レクリエーション講座を開催し、地域における介護予防活動の担い手を育成する。

・地域リハビリテーション活動事業…地域ケア会議や通いの場等へのリハビリ専門職の関与を推進し、地域リハビリテーション活動をすすめていく。

##### (4) 包括的支援事業

要支援1・2を対象に公正中立な立場で要介護状態にならないようケアプラン作成を行う。地域の様々な機関と連携しワンストップで相談に応じる。

高齢者が尊厳のある生活と人生を全う出来るように、権利擁護や虐待防止に努め、専門機関と連携し、

支援する。

地域のケアマネジャー等に対し、五霞町ケアマネジャー連絡会を開催し、情報交換や連携を図る。地域のケアマネジャーへの支援、ネットワークを構築する。

地域ケア個別会議・・・自立支援のためのケアマネジメントの視点や専門職からのアドバイスを頂き、サービス提供の向上に努め、地域の課題へつなげる。

#### (5) 生活支援体制整備事業

従来の地域ケアシステムで行っていた見守り活動を民生委員と協力して継続する。2ヶ月に1回、五霞町地域支え合い協議体「ひだまり」を開催し、生活支援コーディネーターを中心に生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組を進める。

#### (6) 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームを配置し、受診やサービスにつながない認知症とおぼしき方やその家族を支援する。オレンジミーティングを開催し、情報の共有化を図る。オレンジカフェ・認知症サポーター養成講座を開催し認知症への理解を広めていく。

#### (7) 任意事業

家族介護教室を開催し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識・技術向上のために支援を行う。